

○経済産業省告示第 号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第一条の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月七日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号の<u>いずれかに該当する者について行うものとする。</u>ただし、申請日において当</p>	<p>第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に<u>掲げる要件のいずれかに該当するものとする。</u>ただし、申請日において当該</p>

該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあつては、この限りでない。

- 一 警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、警察法第五条第四項第六号ハに掲げるサイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあつては、この限りでない。

- 一 警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解析その他情報技術の解析に関する事務その他サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。

二 自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して一年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者

三 内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調

二 自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して一年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。

三 内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調

査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して一年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者

四 独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情

査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して一年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。

四 独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情

報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者

第二条（略）

2（略）

報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。

第二条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、申請者に対し、第一項の認定をしたときはその旨を記載した書面を交付し、同項の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

3 経済産業大臣は、申請者に対し、同条の認定をしたときはその旨を記載した書面を交付し、同条の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。